

令和2年竹田市農業委員会1回総会議事録

1. 日 時 令和2年1月7日(火) 午後1時00分～午後2時10分

2. 場 所 竹田市役所3階会議室5

3. 出席委員 11名

1 番 丹 統司、2 番 小伏間敬雄、4 番 本郷 敦子、5 番 麻生 敏明
6 番 渡部美保子、7 番 馬場 一己、8 番 和田 京子、9 番 長野 幸生
11 番 工藤 一美、12 番 原 眞治、13 番 森 哲秀

4. 欠席委員 2名

3 番 佐藤 博一 10 番 志賀 一幸

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、次長兼管理係長：甲斐正寿、農地係長：工藤裕崇、管理係：津曲美香

6. 議事

議案第1号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分・・・・・・・・・・6件
議案第2号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・3件
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・19件
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・7件
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・2件
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・1件
議案第7号 非農地証明について・・・・・・・・・・9件
議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について・・・・・・・・・・1件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、11人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第1回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、1 番 丹統司委員、2 番 小伏間敬雄委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、5件ありましたので報告します。

1番の案件は、議案第1号の農地中間管理事業による農用地利用集積計画及び議案第2号の農用地配分計画に関連し、合意解約するものでございます。

3番の案件は、議案第4号の農地法第3条の所有権移転に関連し、合意解約するものでございます。

4番の案件は、議案第3号の農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものでございます。

続きまして、報告第2号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第1号	農用地利用集積計画の承認について	農地中間管理事業分	6件
議案第2号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について		3件
議案第3号	農用地利用集積計画の承認について		19件
議案第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について		7件
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について		2件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について		1件
議案第7号	非農地証明について		9件
議案第8号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について		1件

以上、48件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について これを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第1号につきましては、事業の所管先の農政課から説明いたします。

農政課

1番から6番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ行うものであります。

議長

只今、議案第1号について、農政課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第1号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第2号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。
議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第2号につきましては、提出者の農政課から説明いたします。

農政課

議案第2号につきまして、ご説明いたします。先の議案第1号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第2号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものであります。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」となっています。

2番の借受人は、〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「双方でマッチングした結果」となっています。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」となっています。

議長

只今、議案第2号について、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第2号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。農政課の職員の方は、退席してください。ありがとうございました。

(13時10分)

議長

それでは、再開します。

(13時10分)

議長

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻・野菜栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が16,898.82平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

2番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が19,134平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

3番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻・野菜・果樹栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が9,510平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

4番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年3ヶ月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が88,556.37平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

5番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻栽培と畜産中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が79,311.91平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

6 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。1 年間の賃貸借、再設定です。労力 2 人、水稻栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 2 6, 5 1 2 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

7 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5 年の使用貸借、新規設定です。労力 2 人、水稻・野菜栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 3 8, 2 9 9 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

8 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5 年の賃貸借、新規設定です。労力 3 人、水稻栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 1 2 5, 8 8 7 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

9 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5 年間の賃貸借、新規設定です。労力 2 人、野菜栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 4, 8 5 9 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 0 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5 年間の賃貸借、新規設定です。労力 2 人、水稻栽培と畜産中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 4 1, 1 6 7. 9 1 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 1 番及び 1 2 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。1 0 年間の使用貸借、再設定です。労力 3 人、水稻栽培と畜産中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 3 1, 3 8 1 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 3 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。1 0 年間の賃貸借、再設定です。労力 3 人、水稻・野菜栽培と畜産中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 2 8, 3 8 1 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 4 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5 年間の賃貸借、新規設定です。労力 1 人、水稻栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 2 1, 5 6 2 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 5 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5 年間の賃貸借、新規設定です。労力 2 人、水稻・野菜栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 1 0 0, 2 1 5 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 6 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。5 年間の賃貸借、再設定です。労力 2 人、水稻・野菜栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 6 2, 5 5 7 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 7 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。1 0 年間の賃貸借、新規設定です。労力 1 人、水稻栽培と畜産中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 1 4, 1 7 2 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 8 番の案件の借り手は、〇〇〇〇氏です。1 年 3 ヶ月間の賃貸借、新規設定です。労力 1 人、水稻栽培中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 1 4, 5 1 6 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

1 9 番の案件の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。7 年間の賃貸借、新規設定です。労力 2 人、水稻栽培と畜産中心の農家であり、現在の借受人の経営規模は、面積が 2 8, 7 9 9 平方メートルで、下限面積要件を充たしています。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第3号について、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

5 番 麻生敏明委員

12 番の案件ですが、年末に貸し手である〇〇〇〇さんが、確か亡くなられたと聞いた記憶があります。

事務局

事務局の方で確認をとります。

事務局

〇〇〇〇さんが、亡くなっているとの確認が取れましたので、契約者である貸し手がいません。よって、12 番の案件については、令和2年2月2日からの契約を結ぶことが出来ませんから、取り下げということをお願いします。この案件については、次回以降の総会で農地法第3条の3第1項の届出の件名で提案されるのではないかと考えられます。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第3号について、12 番の案件を除いて承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1 番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第4号1 番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字植木字井無田〇〇〇〇番ほか 畑2筆、合計面積3,400.20平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の現

在の経営規模は、面積が11,771.61平方メートルです。取得後の経営面積は、15,121.81平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

6番 渡部美保子委員に調査報告をお願いします。

6番 渡部美保子委員

議案第4号1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。稲作・野菜栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。以上です。

議長

2番は取り下げ案件です。

続いて、議案第4号3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市荻町鳴田字北〇〇〇番 畑1筆 面積1,705平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の現在の経営規模は、面積が125,887平方メートルです。取得後の経営面積は、127,592平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

12番 原眞治委員に調査報告をお願いします。

12番 原眞治委員

議案第4号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター3台、田植機2台、コンバイン1台を所有しております。稲作栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第4号の4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字後〇〇〇〇番 田1筆 面積6,240平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の現在の経営規模は、面積が23,192平方メートルです。取得後の経営面積は、29,432平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

議案第4号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台、耕運機1台を所有しております。稲作栽培中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第4号の5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字尾崎〇〇〇〇番 田1筆 面積3,560平方メートルを6番の案件にも関連しますが、農地の交換により所有権移転するものです。譲受人の現在の経営規模は、面積が21,562平方メートルです。交換後の経営面積は、24,428平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

今の提案理由の中で説明がありましたが、5番と6番無償交換であります。田と畑があります。5番の報告ですが。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台、耕運機1台を所有しています。稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第4号の6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字尾崎〇〇〇〇番 畑 1 筆 面積694平方メートルの農用地区域外の農地を5番の案件にも関連しますが、交換により所有権移転するものです。譲受人の現在の経営規模は、面積が5,077平方メートルです。交換後の経営面積は、2,211平方メートルとなりますが、農用地区域外の農地取得の要件である1,000平方メートル以上の経営規模を充たしています。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

議案第4号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕運機1台を所有しております。稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝ。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

これは前の5番と関連がありますが〇〇〇〇さんが由布市在住で、中山間等の管理が大変だということで〇〇〇〇さんが田、〇〇〇〇さんが畑ということで交換しました。無償交換ということでございます。よろしくをお願いします。

議長

続いて、議案第4号の7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第4号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字上石原〇〇〇〇番 畑1筆 面積3,424平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の現在の経営規模は、面積が160,270平方メートルです。取得後の経営面積は、163,694平方メートルとなり、下限面積要件を充たしています。

議長

5番 麻生敏明委員に調査報告をお願いします。

5番 麻生敏明委員

議案第4号の7番の調査報告をいたします。譲受人は法人で常時農業に従事する役員は4人です。農機具はトラクター2台、コンバイン1台を所有しております。稲作・野菜栽培中心の農事組合法人であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝ。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第4号について調査報告がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので討論を終結いたします。

議案第4号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号の1番の案件は、申請地 竹田市大字植木字小高野〇〇〇〇番 面積1,877平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林用地です。周囲を山に囲まれ獣害がひどく農地として管理できないため、杉を300本、植林しました。転用行為は、すでに平成21年3月20日に植林しており、始末書が添付されております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第5号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、確実性についてはすでに植林しているため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第5号の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第5号の2番の案件は、申請地 竹田市直入町大字下田北字小津留〇〇〇〇番 面積135平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等の農業公共投資の対象となっていない小集

団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林用地です。申請地は、周囲を山に囲まれ獣害がひどく、また面積も狭いことから、農地として管理できないため、ヒノキ25本を植林する計画です。転用行為は、許可後から令和2年3月31日を予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

議案第5号の2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第5号について調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第5号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第6号の1番の案件は、申請地 竹田市大字玉来字五反切〇〇〇〇番 面積132平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅用地です。転用者は現在の住居が借家のため、持ち家建設を考え申請地を取得し住宅建設を計画したものです。工事期間は、令和2年7月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

2 番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2 番 小伏間敬雄委員

議案第 6 号の 1 番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第 6 号について調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第 6 号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第 7 号 非農地証明について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1 番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 7 号 1 番の案件は、申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市大字竹田字山手○○○○番 外 4 筆 登記地目 田 2 筆・畑 3 筆 合計面積 5 6 6 . 2 2 平方メートルの土地です。申請地は、竹田変電所を建設するため、昭和 2 6 年及び昭和 2 8 年に所有しましたが、その際に地目変更をしていませんでした。現況は山林・原野、雑種地となっています。

議長

2 番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2 番 小伏間敬雄委員

議案第 7 号 1 番 1 番の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野、雑種地となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する申請地 竹田市大字挾田字濁淵○○○○番 外6筆 登記地目 田1筆・畑6筆 合計面積4,984.81平方メートルの土地です。平成4年に市外へ転出したため農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第7号2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林、原野となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する申請地 竹田市大字平田字尾園○○○○番 登記地目 田1筆 面積198平方メートルの土地です。申請地は、祖父が大正12年に住宅を建築し、居住していましたが、居住者不在のため3年前に住宅を取り壊しました。現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第7号3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号4番の案件は、相続人の○○○○氏が申請する申請地 竹田市大字植木字長慶○○○○番 登

記地目 田1筆 面積92平方メートルの土地です。申請地は、周囲を山に囲まれ、面積も狭いため昭和14年頃から農地として管理ができなくなりました。現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第7号4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号5番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する申請地 竹田市大字植木字井無田○○○○番外4筆 登記地目 田4筆・畑1筆 合計面積1,512平方メートルの土地です。申請地は、昭和53年に父が死亡し、農地の管理ができなくなりました。現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第7号5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号の6番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する申請地 竹田市大字拝田原字鳥越○○○○番 登記地目 田1筆・畑4筆 合計面積1,525平方メートルの土地です。申請地は、平成10年頃から父が高齢のため農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2 番 小伏間敬雄委員

議案第 7 号 6 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、7 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 7 号の 7 番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する申請地 竹田市大字炭竈字炭竈津留○○○○番 外 1 筆 登記地目 田 1 筆・畑 1 筆 合計面積 5 9 8 平方メートルの土地です。申請地は、平成 1 2 年 3 月に○○○○番を、平成 1 1 年 1 2 月に○○○○番を、それぞれ転用許可を受けましたが、地目変更をしていませんでした。現況は山林となっています。

議長

7 番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7 番 馬場一己委員

議案第 7 号 7 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、8 番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 7 号 8 番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する申請地 竹田市久住町大字久住字戸早瀬原○○○○番 登記地目 畑 1 筆 面積 1, 5 5 3 平方メートルの土地です。申請地は、平成 7 年頃に隣接する店舗の来客用駐車場用地になりました。現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

7 番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7 番 馬場一己委員

議案第 7 号 8 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。以上です。

議長

続いて、9番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号の9番の案件は、相続人の〇〇〇〇氏が申請する申請地 竹田市久住町大字白丹字塩井〇〇〇〇番 登記地目 田7筆 合計面積18,650平方メートルの土地です。申請地は、周囲を山に囲まれ、川の中の沈み橋を渡らなければ行けない場所です。平成22年に父が死亡し、祖母一人では管理が難しくなり、更に平成24年の水害で被災し、管理ができなくなりました。現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

11番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤一美委員

議案第7号9番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第7号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

9番 長野幸生委員

9番は、所有者と申請者を分けているのはなぜですか。

事務局

所有者は、〇〇〇〇さんのままです。まだ相続はされていません。相続人の一人である〇〇〇〇さんが、今回申請ということになります。

9番 長野幸生委員

遺産相続する前に農地から外すということですね。

11番 工藤一美委員

現地は、荒地で人間が行けないような場所です。イノシシがやっと通れるような場所です。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第7号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、説明を事務局に求めます。

事務局

議案第8号の案件は、全国的にも法令の許認可を取り扱う農業委員会系統組織において不祥事が発生し、県内においても同様の事案が発生していることから、農地利用最適化推進検討会において大分県農業会議から講師を招聘し、法令遵守の研修を開催しました。農業委員会として、市民や農業者から信頼を回復し、適正な法令業務を遂行するためにも法令遵守の申し合わせ決議について決議案を読み上げ、提案いたします。

議長

只今、議案第8号について、事務局から説明がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第8号について、決議案を採択することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、これを採択することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第1回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

【閉会：午後2時10分】

令和2年1月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....